

平成23年9月26日
株式会社 中国銀行

海外現地法人の資金調達支援制度について

当行では、お客さまの幅広い事業資金ニーズにお応えするため、「特定信用状関連保証制度（信用保証協会保証付）」の取扱いを開始いたします。

本制度は、お取引先の海外現地法人が現地金融機関から借入れをおこなう場合の信用補完制度です。当行が現地金融機関に対して特定信用状（スタンバイ L/C）（詳細は別紙参照）を発行する際、中小企業者の当行に対して負担する債務保証（80%保証）を信用保証協会がおこないます。

当行では、今後もさまざまな金融サービスの提供により、地域経済の活性化に努めてまいります。

なお、本商品の取扱いは、岡山県内の金融機関では当行が初めてとなります。

1. 取扱開始日

平成23年9月27日（火）

2. 本商品制定の主旨

- （1）お客さまの海外資金調達の支援をおこなうため
- （2）海外進出支援をおこなうツールの拡充のため

3. 当行の海外進出企業に対する支援・取組み

当行では、アジアを中心に中堅・中小企業の海外進出が増えている昨今の状況下で、アジアのみならず海外への進出や貿易取引をお考えのお取引先への支援をおこなうため、「アジアデスク」を設置しております。

「アジアデスク」では、海外情報の提供、海外進出にかかる支援および海外での資金調達等、さまざまな金融サービスを提供しております。

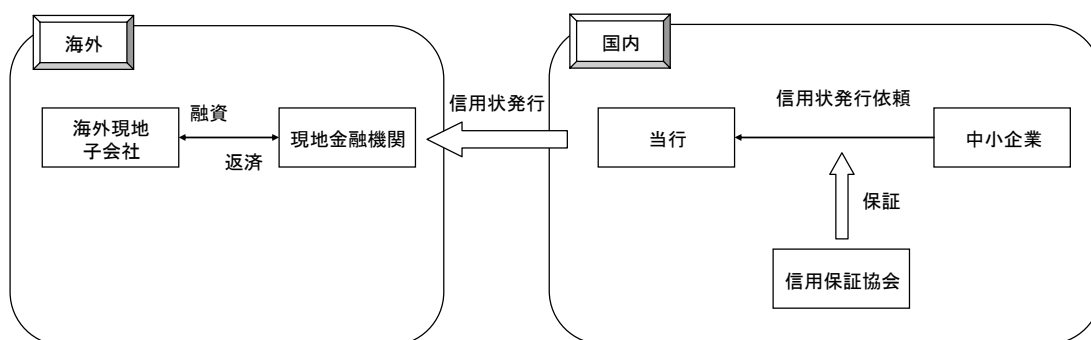
以上

<別紙>

【商品概要】

項目	内容
ご利用いただける方	外国法人（新たに設立されるものを含む）の経営を実質的に支配している国内中小企業者
お使いみち	国内中小企業者の外国法人の外国銀行からの借入金 ※ただし、国内中小企業者のおこなう事業の振興に必要なものに限る
特定信用状の額面	250, 000千円 (信用保証協会の保証限度額は200, 000千円:80%部分保証)
ご融資期間	1年以内
返済方法	原則、一括返済
担保・保証人	担保： 信用保証協会 保証人：原則、代表者のみ
その他	信用保証協会の「 特定信用状関連保証制度 」を利用

【スキーム】



スタンバイ L/C とは…国内中小企業者の海外現地法人が現地金融機関から融資を受けるため、現地金融機関を受益者として発行される信用状
⇒海外現地法人が、現地金融機関に負担する債務について不履行が生じた場合には、当行がその支払いをおこなうことを現地金融機関に約束する信用状